

(2) 採用の日に災害を受けた場合の計算（平均給与額算定書（E）欄）

前記2～3(1)までの各計算方法は、いずれも現に支払われた給与の額を基礎として行うものでしたが、この計算は、現実に支払われると否とにかかわらず、災害発生の日において給与法令上その職員について決定されている基本的給与の額の合計額を30で除して得た額が平均給与額となります。その給与の種類及び額は、給料及び扶養手当の月額、給料及び扶養手当の月額に対する調整手当の月額、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。特殊勤務手当でないので注意すること）の月額並びにへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額又はこれらに相当する給与の月額です。

なお、職員が採用された日に災害を受ける例はめったになく、この計算方法が本来の場合に用いられることは現実にはほとんどありませんが、この計算方法は、次の「比較計算」において必ず用いられる関係から重要な意味をもっています。

○採用された日に災害を受けた場合の算定例

4月1日に採用され、同日に災害を受けた場合

〔図 解〕	採用(4.1) -----×----- 災害発生
〔計算方法〕 ◎ 平均給与額 (基本的給与)÷30 = [(給料)+(扶養手当)+(調整手当)+(特勤勤務手当)+ (へき地手当)+(単身赴任手当)] ÷30 = (105,500円+0円+10,550円+0+0+0)÷30 =3,868^{2.3}円	

4 補償を行うべき事由の生じた日における基本的給与を
基礎とした算定方法（比較計算（平均給与額算定書（F）欄））

前記2～3(2)までの平均給与額の計算は、災害発生の時点において行うものです。従って、これらの平均給与額は、災害発生当時に行う補償の基礎としては妥当なものといえることができます。しかし、例えば数年もの長期間にわたって療養を行った後に後遺障害を残して治癒したため障害補償の支給事由が生じた場合等においても、なお当初の平均給与額を基礎とする方法が用いられるとすれば、その間のベースアップ等による給与水準の変化等が反映されず、他との均衡上公正を欠くと認められる場合も生じます。

そこでこれらの不均衡を防止するために、補償を行うべき事由の生じた日を採用の日とみなして規則第3条第2項の規定（前記の3の(2)の例）によって計算した額が、前記の2及び3の計算によって得た額よりも高額となる場合には、この額を平均給与額とすることとされています。

なお、補償を行うべき事由の生じた日とは、補償の種類ごとに次に掲げる日です。

補償の種類	補償を行うべき事由の生じた日
休業補償	療養のために勤務することができず、給与を受けない日
傷病補償年金	療養開始後1年6か月を経過した日以後において治ゆせず、かつ、傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった日
障害補償	負傷又は疾病がなおり障害等級に該当することとなった日
遺族補償	死亡した日
葬祭補償	死亡した日

なお、常勤的非常勤職員で給与が日額で定められているものについての比較計算は、補償を行うべき事由の生じた日における給与の日額に25（地方自治法第4条の2の規定により、毎月の土曜日を休日としている地方公共団体にあっては21、第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体にあっては23）を乗じて得た額を30で除して得た額とします。

○比較計算の算定例

平成8年7月16日に被災し、約1年の療養を継続した後、平成9年6月26日に後遺障害を残して治ゆした場合

〔図 解〕	
4月 5月 6月 10. 7. 16 11. 6. 26 × 原則計算の算定期間 災害発生 治ゆ	
〔給与内訳〕	
平成10年4, 5, 6月の給与総額	590,290円
平成11年6月26日現在の基本的給与額	206,870円
〔計算方法〕	
◎ 原則計算	$\frac{4, 5, 6 \text{ 月の給与総額}}{4, 5, 6 \text{ 月の総日数}} = \frac{590,290 \text{ 円}}{91 \text{ 日}} = 6,486^{29} \text{ 円} \cdots \cdots A$
◎ 規則第3条第3項による計算	$\text{平成11年6月26日現在の基本的給与額} \div 30 = \frac{206,870 \text{ 円}}{30 \text{ 日}} = 6,895^{63} \text{ 円} \cdots \cdots B$
◎ 平均給与額（A, Bの比較）	$6,486^{29} \text{ 円} < 6,895^{63} \text{ 円} \cdots \cdots 6,895^{63} \text{ 円}$

5 災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（平均給与額算定書（G）欄）

年金たる補償の支給事由が発生した日が災害発生日の属する年度と同一である場合、その平均給与額は、災害発生日の属する年度の翌々年度以後、補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分ごとに毎年度自治省の告示により定められるスライド率（以下「年金スライド率」という。）を乗じた額に改定されます。

一方、災害発生後相当期間経過後に補償事由が生じた場合には、通常は災害発生時における平均給与額が補償事由発生の日における比較計算による平均給与額より高くなることの方が多いので、災害発生日の

属する年度から年金を受けている者に比べて、補償事由発生日までの間の年金スライド率が反映されないため、不均衡が生じます。

そこで、災害発生日を補償事由発生日とみなして前記2～4により計算した平均給与額に災害発生日の属する期間の区分に応じて自治大臣の定める率（年金スライド率と同じ率）を乗じて得た額と補償事由発生日における比較計算による額の高い方の額を平均給与額とすることとされています。

この計算を行うに当たっては次の点に留意する必要があります。

災害発生日を補償事由発生日とみなして計算する場合に、当該災害発生日が昭和60年4月1日前であるときは、同日において補償事由が生じたものとみなして計算します。

6 その他の算定方法

前記2～5の計算方法でもなお平均給与額が公正を欠く場合には、基金が自治大臣の承認を得て定める算定方法等によることとされており、現在定められている主たるものは次のとおりです。

(1) 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（平均給与額算定書（H）欄）

職員が離職後に補償を行うべき事由が生じた場合には、現実には受ける給与がないので、比較計算が出来ないこととなります。

そこで、在職者との調整を図るため、在職者の比較計算に準じるものとして、その職員が離職時に占めていた職に引き続き在職していたならば補償事由発生日において受けることとなる基本的給与の額（離職時の等級号給を固定し、かつ、離職後は扶養親族の異動がなかったものとする。）を基礎として比較計算の例により計算します。

この場合、調整手当についてのいわゆる異動保障並びに特地勤務手当、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び単身赴任手当については、離職当時支払われており、かつ、補償を行うべき事由の生じた日がその保障期間内にある場合に限り対象となります。

(2) 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合（平均給与額算定書（I）欄）

当該災害発生日を補償事由発生日とみなして(1)により計算した額を補償事由発生日における比較計算による額として5の例により平均給与額を算出します。

(3) 最低保障額（平均給与額算定書（J）欄）

2～6(2)までの計算方法によって、得られた額が4,350円に満たない場合には、4,350円を平均給与額とします（年金たる補償を除く。）。

(4) 最低限度額及び最高限度額

ア 最低限度額及び最高限度額（平均給与額算定書（L）欄）

年金たる補償及び休業補償（療養開始後1年6月を経過した日以後分）については、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額が定められており、2～6により算出された被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する「年齢階層」に係る最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、当該最低限度額又は最高限度額を平均給与額とします。

なお、「年齢階層」の年齢は、毎年基準日（4月1日）における満年齢です。

イ 年金たる補償の額の自動改定